

生活扶助基準見直しの内容

平均1.8%・最大5% 基準引き下げ【年160億円削減】 → 18年10月～3年間で段階実施
7割の世帯で減額、都市部の夫婦子2人・高齢単身世帯等で約5%の減額！

前例ない大幅引き下げを含め**2004年から相次ぐ減額に耐えがたい追い打ち**

生活扶助費の推移 (1級地1、各種加算あり)	2004年	2012年	2015年	2020年 今回の引き下げ終了後	減額金額	減額割合
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、小中学生)		220,050円	205,270円	196,010円	24,040円	-10.9%
母子世帯 (40代母、小中学生)		212,720円	199,840円	190,490円	22,230円	-10.5%
高齢単身世帯 (75歳)	93,850円	75,770円	74,630円	70,900円	22,950円	-24.5%

(年
3
3
7
億)
老
加
算
廃
止
2
0
0
4
年

(年
6
7
0
億)
大
引
き
下
げ
2
0
1
6
年
平
均
扶
助
3
年
生
活
扶
助
5
%
最
大
1
0
%
大
幅
引
き
下
げ

(年
7
0
億)
引
き
下
げ
2
0
1
3
年
期
末
一
時
扶
助

(年
1
9
0
億)
引
き
下
げ
2
0
1
5
年
住
宅
扶
助

(年
3
0
億)
引
き
下
げ
2
0
1
5
年
冬
季
加
算

問題点1

【所得下位10%層】 (第1・十分位層)を比較・均衡の対象としている

1 所得下位10%層(第1・十分位層)と均衡させる方式で生活扶助基準が改定されたことはない

現行の改定方式(59年～)＝「水準均衡方式」

平均的世帯(一般勤労者世帯)の消費水準の6～7割で保護基準を均衡させようとする方式

所得下位10%層等の低所得世帯と均衡させるという方式では全くない

※H15年検証で初めて比較対象とされ生活扶助基準の方が高かったが、「その水準は基本的に妥当」と判断されている！

2 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では基準が際限なく下がるなど極めて不合理

生活保護捕捉率(保護基準以下の収入の世帯のうち、保護を利用している世帯が占める割合) → **たった2割程度！**

所得下位10%層(第1・十分位層)には、保護基準以下での生活に耐えている世帯が極めて多数含まれる！

→ こんな層と比較したら、保護基準の方が高いに決まっている。

むしろ、「健康で文化的な最低限度の生活」を営めていない世帯が生活保護から漏れてしまっているという憲法問題。この問題を無視して、保護基準の方を引き下げるとするのは本末転倒。

→ 所得下位10%層を比較対象とすると、保護基準は際限なく下がる。

3 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では本来あるべき絶対水準を割るおそれあり

所得下位10%層(第1・十分位層) → その大部分がOECD基準の相対的貧困線以下

「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準という本来あるべき絶対水準を考慮せず、所得下位10%層という最貧困層と均衡させるのは、憲法の趣旨に反する。【H29基準部会報告書(27頁)も懸念を表明】

問題点2

子どもの貧困対策【貧困の連鎖解消】に逆行

延べ35万人の子どもが不利益を被る

→ 児童養育加算(3歳未満) 月1.5万円→1万円 → **2.2万人の子どもに影響**

→ 母子加算 平均月2.1万円→1.7万円 → **13.7万人の子どもに影響**

→ 学習支援費 高校生・月5150円→実費支給(クラブ活動) → **18.9万人の子どもに影響**